随意契約及び比較見積り省略理由書

工事名称：大阪府立国際会議場Ｅ２号昇降機設備改修工事

理由

本工事は、既設のかご室、レール等を流用し、巻上機・制御盤・操作盤等のリニューアルを行うものです。

また、施工にあたっては、本昇降機の構造を熟知している必要があることに加え、他者の部品では互換性が無く、昇降機の安全確保が図れないことから、本工事を実施できるのは、本昇降機の製造者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社のほかにありません。

同社より見積書を徴収したところ、価格が適正であることから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第62条関係第２項第１号により、比較見積を省略するものです。